

大妻女子大学家政学部児童臨床研究センター家庭教育相談員基礎能力等認定規程

平成12年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、本学家政学部児童学科（以下「児童学科」という。）卒業生及び本学大学院人間文化研究科人間生活科学専攻修士課程児童発達臨床学専修（家政学研究科児童学専攻修士課程を含む。以下「大学院児童発達臨床学専修等」という。）修了者の家庭教育に関する高い学術的水準の知識・技能の維持及び研究の進歩を図るために、大妻女子大学家政学部児童臨床研究センター規程第3条第3号に定める家庭教育相談員基礎能力等の認定を行い、もってその任務が適正に遂行されるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「家庭教育相談員基礎能力」とは、児童学科卒業時にあつては保育士資格、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状取得者が、大学院児童発達臨床学専修等修了時にあつては、保育士資格、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状、中学校教員免許状、高等学校免許状取得者が、家庭教育相談に関する基礎的な学習を終えて、保育又は教育に従事し、経験者の適切な指導の下に家庭教育相談に関する実務経験と研修を遂行しようとする者に認定する基礎的な能力をいう。

2 この規程において「家庭教育相談員資格」とは、保育士資格、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状取得者の家庭教育相談に関する専門的な資質を有する者として、家庭教育に関する諸問題について援助を必要とする者の相談と指導活動を遂行する者に認定する資格をいう。

(認定要件)

第3条 家庭教育相談員基礎能力は、保育並びに教育活動に必要な児童学に関する基礎的資質及び理論的基礎を有する者として、次の各号の要件を満たす者に対して認定する。

- (1) 児童学科において、卒業に必要な授業科目に併せて、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状のいずれかの取得に必要な授業科目に優秀な成績を得ていること。
- (2) 大学院児童発達臨床学専修等において、修了に必要な授業科目及び児童学に関する修士論文に優秀な成績を得ていること。
- (3) 本学において、指定する研修課程を修了していること。

第4条 家庭教育相談員資格は、保育並びに教育に関する優れた資質に加えて、児童学に関する高度な専門的知識、技能並びに研究能力を有する者のうち、次の各号の要件を満たす者に対して認定する。

- (1) 本学家政学部児童学科において、卒業に必要な授業科目に併せて、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状の何れかの取得に必要な授業科目に優秀な成績を得て、前条に定める家庭教育相談員基礎能力の認定を得ていること。
- (2) 大学院児童発達臨床学専修等において、修了に必要な授業科目及び修士論文に優秀な成績を得て、併せて保育士資格又は幼小中高教諭免許を有していること。
- (3) 保育、幼稚園教育、小学校教育の実務に二年以上の経験を有し、その間家庭教育相談に必要な知識、技能の向上に関する研修と研究を行なっていること。

(4) 家庭教育相談に関する実績を内容とする事例研究を提出し、児童臨床研究センターで行う審査に合格すること。

(認定)

第5条 前二条に定める基礎能力等の認定は、センター所長及び家政学部長の申し出に基づいて学長が行う。

(認定業務)

第6条 第3条及び第4条に定める基礎能力等の認定に関する業務は、家政学部児童臨床研究センター所員会が行なう。

2 センター所員会が認定に関する業務を行なうときは、教育支援センターの職員が加わることをとする。

(研修・研究)

第7条 家庭教育相談員資格の認定に際して必要とする研修と研究とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童臨床研究センターが主催する研究会、研修会又は講演会への参加
- (2) 家庭教育相談に関する団体が主催する研究会、研修会又は講演会への参加
- (3) 保育士、幼稚園、小学校の実務に関する研修会又は講演会への参加
- (4) 保育士、幼稚園、小学校の実務に関する施設園校内外研究会への参加又は発表
- (5) 家庭教育相談に関する学会又は研究会への参加又は発表

(認定・登録)

第8条 家庭教育相談員基礎能力の認定を受けようとする者は、学部第三学年修了時又は修士課程第一学年修了時、別記様式1の申請書に、大学の指定する研修課程の受講証明書及び別表に定める認定審査料を添えて、家政学部児童臨床研究センター所長に申請しなければならない。

2 前項の規定により認定を受けようとする者は、児童学科又は大学院児童発達臨床学専修等に在学する者でなければならない。

第9条 家庭教育相談員資格の認定を受けようとする者は、別記様式2の申請書に、別表に定める認定審査料を添えて、家政学部児童臨床研究センター所長に申請しなければならない。

2 前項の規定により認定を受けようとする者は、児童学科の卒業生又は大学院児童発達臨床学専修等の修了者でなければならない。

第10条 大学は、前二条の規定により申請した者のうち、家庭教育相談員基礎能力を有すると認定した者又は家庭教育相談員資格を有するに適切と認定した者に対して、別記様式4の資格認定書又は別記様式5の能力認定書を交付する。

2 前項の規定により基礎能力又は資格の認定書を交付された者が、家庭教育相談に関するそれぞれの任務を遂行するには、認定登録簿に、その氏名及び住所の登録を受けなければならない。

第11条 前条の認定登録簿は、児童臨床研究センターに備える。

2 基礎能力又は資格の認定を受けた者は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を児童臨床研究センターに届け出なくてはならない。

(認定の確認)

第12条 第10条第2項により、認定登録簿に登録を受けた者は、その専門的知識、技能等の資質向上のため、常に自己研修に努めなければならない。

第13条 前条の主旨に基づき家庭教育相談員資格を有する者は、その資格を認定されてから5年ごとに、自己研修の成果を報告し、認定の確認を受けなければならない。

2 前項に定める認定の確認を申請する者は、別記様式3の申請書により、児童臨床研究センターに申請しなければならない。

(倫理)

第14条 家庭教育相談員基礎能力を認定された者又は家庭教育相談員資格を認定されたものは、保育・教育に携わる者としての道義的責任と、保育士、幼稚園教諭及び小学校教諭に関わる倫理を自覚し、その信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(登録の消除)

第15条 第13条に定める認定の確認の申請を行わない者は、家庭教育相談員資格の認定を取り消すとともに、その登録を消除する。

2 第14条の規定に違反した者は、児童臨床研究センター所員会の審査に基づき家庭教育相談員資格の認定を取り消すとともに、その登録を消除する。

附 則

1 この規程に定めるもののほか、基礎能力及び資格の認定、研修と教育及び認定の確認に関する必要事項は、大妻女子大学家政学部児童臨床研究センター規程第12条により、センター所員会の議を経て、センター所長が別に定める。

2 この規程は平成12年4月1日から施行する。

3 この規程施行の際、本学児童学科において保育士資格、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭免許状を取得し卒業後二年以上経過した者で、次の各号の何れかの実務に携わっている場合には、第4条第1号の規定にかかわらず家庭教育相談員資格の認定を申請することができる。

(1) 保育士、幼稚園教諭又は小学校教諭の職

(2) 児童臨床、保育臨床に基づいて家庭教育に関する援助を行う職

(3) 子育て支援又は家庭教育相談を行う国公立施設職

(4) その他児童学に基づいて家庭教育に関する援助を行う職

4 この規程施行の際、本学児童学科第2学年以上に在学し、保育士資格、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭免許状を取得する見込みのある者は、次の各号に掲げる認定方法の何れかを選択して申請することができる。但し、保育士資格、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭免許状を取得できなかった場合にはこの限りではない。

(1) 卒業時点で家庭教育相談員基礎能力の認定を申請する。

(2) 卒業後所定の実務経験を経た時点で家庭教育相談員資格の認定を申請する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の本規程施行の際、保育士資格又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教諭免許状を取得し本学大学院児童学専攻を修了後二年以上経過した者で、次の各号の何れかの実務に携わっている場合には、第4条第2号の規定にかかわらず家庭教育相談

員資格の認定を申請することができる。

- (1) 保育士、幼稚園教諭又は小学校教諭の職
- (2) 児童臨床、保育臨床に基づいて家庭教育に関する援助を行う職
- (3) 子育て支援又は家庭教育相談を行う国公立施設職
- (4) その他児童学に基づいて家庭教育に関する援助を行う職

3 改正後の本規程施行の際、本学大学院修士課程児童学専攻第二学年以上に在学し、所定の修了資格を取得する見込みのある者は、次の各号に掲げる認定方法の何れかを選択して申請することができる。但し、所定の修了資格を取得できなかった場合にはこの限りではない。

- (1) 修了時点で家庭教育相談員基礎能力の認定を申請する。
- (2) 修了後所定の実務経験を経た時点で家庭教育相談員資格の認定を申請する。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表

| | |
|------------------|---------|
| 家庭教育相談員基礎能力認定審査料 | 5,000円 |
| 家庭教育相談員資格認定審査料 | 10,000円 |